

宿泊税を電子申告する事業者様 eLTAX(地方税ポータルシステム)の 利用届出はお済みですか?



eLTAXを利用するメリット

□ 電子申告分の特別徴収義務者交付金の交付率がUP!

※ 電子申告を利用した場合、交付率が3.0%から3.5%になります

□ 金融機関等へ行かずに電子納付が可能に!

※ 電子申告と紙の納入書の併用も可能です。

□ 窓口へ行かずに申告等の手続きができる!

※ 一部対象外の手続きがあります。

eLTAX手続きフロー

宿泊税を電子申告する予定ですか？

いいえ

eLTAXの手続きは不要です。

はい

宿泊施設ごとに利用者IDを取得済みですか？
(他の税目で既に利用者IDを取得済みですか？)

※利用者IDとは小文字アルファベット3文字と数字8桁で構成されるIDです。
(例:xxx00000000)

※合算申告の場合はお電話またはお問い合わせフォームより問い合わせください。
・TEL:022-214-8443(仙台市役所 市民税企画課)
・お問い合わせフォーム

はい

いいえ

PCdesk(WEB版またはDL版)で
提出先・手続きの追加が必要です。
提出先・手続きの追加の操作は
eLTAXホームページ をご覧ください。

PCdesk(WEB版)で利用届出の
手続きが必要です。
次のページの利用届出のガイドご覧ください。

※ PCdesk(ピーシーデスク)とは無料でご利用いただけるeLTAX対応ソフトウェアです。

電子申告を税理士等の代理人が行う場合も利用者IDの取得(利用届出の手続き)が必要です。
詳しくは、eLTAXホームページ をご覧ください。

利用届出のガイド

事前準備

パソコン環境の準備

*eLTAX*ホームページから必要なパソコン環境とお使いのパソコン環境でご利用いただけるかをご確認ください。なお、スマートフォンでは利用届出や申告等の手続きができないためご注意ください。

署名用プラグインのインストール

電子証明書を使用して署名するためのプラグインをパソコンにインストールする必要があります。手順は*eLTAX*ホームページをご確認ください。

プラグインとは

プラグインとは既存のソフトウェアなどに別の機能を追加・拡張するソフトウェアのことを指します。

電子証明書の準備

*eLTAX*では、なりすましやデータの改ざんを防ぐため電子証明書を添付する必要があります。利用できる電子証明書や取得の流れは*eLTAX*ホームページをご確認ください。

【注1】複数施設を経営しており、利用者IDを複数取得する場合であっても、ご用意いただく電子証明書は1つで問題ありません。

利用届出(利用者IDの取得)

利用届出とは

利用届出には、3種類があります。今回は利用者IDを取得するため、利用届出(新規)を行います。利用者ID取得後は必要に応じて利用届出(変更)、利用届出(廃止)を行ってください。

【注2】利用届出(新規)はPCdesk(WEB版)のみ手続き可能です。

利用届出(新規)

PCdesk(WEB版)から利用届出(新規)の手続きを行います。

操作方法はPCdesk(WEB版)ガイド「2.1 利用届出(新規)を行う」をご覧ください。

【注3】*eLTAX*では、1法人につき1利用者IDの取得が原則ですが、宿泊税については、宿泊施設ごとに利用届出(新規)の手続きを行い、利用者IDを取得してください(合算申告の場合を除く。)。

【注4】法人の場合、利用者情報「本店・支店の別」は「支店」としてください。事業所名を入力するため本店しかない場合も「支店」とする必要があります。「事業所名」以下は宿泊施設の名称や郵便番号等を入力します。なお、合算申告の場合はご相談ください。

【注5】個人の場合で個人住所と宿泊施設所在地が異なるときは、提出先・手続き情報の入力時に、「利用者情報の住所又は所在地とは異なる情報を入力する。」を選択して入力してください。

利用届出(新規)の提出後に必要なこと

「手続き完了通知」メールの受け取りと、利用者IDおよび暗証番号の保管が必要です。

マニュアル・ヘルプデスク

操作マニュアルやヘルプデスクは*eLTAX*ホームページをご覧ください。

マニュアルコーナー

ヘルプデスク

PCdesk準備マニュアル

PCdesk(Web版)ガイド